



中津市監査委員告示第 27 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年度指定管理者監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和4年1月7日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎 太 郎

指定管理者監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
大分県住宅供給公社	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の出納その他の事務	令和3年12月3日～令和4年1月7日

2. 監査を実施した監査委員

岡 雅一 ・ 恒賀 慎太郎

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

監査にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

・ 所管部局関係

- ①公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法や条例等に根拠をおいているか。また、その指定は適正・公正に行われているか。
- ②管理に関する協定等の締結は適正か。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ③管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続きは適正になされているか。
- ④事業報告書の点検は適切になされているか。また、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑤施設の利用促進を図るため、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

・ 指定管理者関係

- ①施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ②利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正か。また、利用促進のための努力はなされているか。
- ③公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ④公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

5. 監査の結果

指定管理者が行った公の施設の管理に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各施設は関係法令、協定等の定めるところにより管理が行われ、公の施設として一定の効果を示し、概ね適正に指定管理業務の実施及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和4年1月17日（月）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

【大分県住宅供給公社】

(1) 施設名 中津市営住宅等

(2) 所管部局・課 建設部 建設政策課

(3) 施設の設置目的

中津市に居住し、又は居住しようとする者で、中堅所得者等や住宅に困窮している勤労者に対して住宅を賃貸することにより、生活及び職業の安定を図ることを目的とする。

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

II. 指定管理業務の主な内容

- ①入居者の募集に関する業務
- ②入居及び退去に関する業務
- ③家賃(使用料)の収納に関する業務
- ④市営住宅等の維持及び修繕に関する業務

III. 事業費 18,564,293円 (令和2年度)
うち指定管理料 18,555,293円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項
(指摘事項)

①中津市営住宅等の指定管理に関する基本協定書第25条2項に基づき、各月終了後に所定業務に関しての月例報告を行っているが、同条1項(4)に規定される「苦情及び相談の対応業務の実績(月例報告書別紙4)」については、令和2年度中では11月期の1件のみが報告実績となっている。

つきましては、苦情及び相談の対応業務に関する月例報告書への報告基準をどのように定めているか伺います。

②中津市営住宅等の指定管理に関する基本協定書第13条について、「乙(大分県住宅供給公社)は本業務を行うに当たっては、市営住宅等の家賃の現年度分の収納率について、本協定期間において98.6%を達成できるよう努めるものとする。」との定めがあるが、当該収納率はどのように把握し、また目標値達成に向けてどのような取り組みを行っているか伺います。

また、指定管理開始以降の達成率についても併せて伺います。

II. 所管課に対する事項
(指摘事項)

①中津市営住宅等の指定管理に関する基本協定書第13条において、指定管理者である大分県住宅供給公社に対し家賃の現年度分収納率を98.6%とする目標値を課している。

一方、住宅使用料の賦課徴収業務は、現年度分及び滞納繰越分共に市と指定管理者とが協力しあうように事務分担されており、連携した取り組みが重要であると考えます。

つきましては、目標収納率達成に向けて所管課としての取り組みを伺います。

指定管理者監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
株式会社 道の駅なかつ	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の出納その他の事務	令和3年12月3日～令和4年1月7日

2. 監査を実施した監査委員

恒賀 慎太郎

3. 監査委員の除斥

監査委員岡雅一は、本監査については地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

4. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

5. 監査の着眼点

監査にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

・所管部局関係

- ①公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法や条例等に根拠をおいているか。また、その指定は適正・公正に行われているか。
- ②管理に関する協定等の締結は適正か。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ③管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続きは適正になされているか。
- ④事業報告書の点検は適切になされているか。また、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑤施設の利用促進を図るため、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

・指定管理者関係

- ①施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ②利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正か。また、利用促進のための努力はなされているか。
- ③公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ④公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

6. 監査の結果

指定管理者が行った公の施設の管理に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各施設は関係法令、協定等の定めるところにより管理が行われ、公の施設として一定の効果を示し、概ね適正に指定管理業務の実施及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の

指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和4年1月17日
(月)までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、指定管理者を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【株式会社 道の駅なかつ】

(1) 施設名 道の駅なかつ

(2) 所管部局・課 商工農林水産部 農政振興課

(3) 施設の設置目的

道の駅施設として利用者の利便性と地域の創意工夫を生かし、休憩機能、情報発信機能及び防災機能を充足し、「道の駅」の登録をすることにより、行政施策の一環としての交通安全の確保、大規模災害時や緊急時の迅速かつ円滑な避難対応を図ることを目的とする。

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

II. 指定管理業務の主な内容

- ① 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② 施設の使用許可に関する業務
- ③ 施設の利用料の収納に関する業務
- ④ 道路利用者への休息の場の提供に関する業務
- ⑤ 観光情報及び地域情報の発信に関する業務
- ⑥ 飲食物その他の物品を販売するための施設の提供に関する業務
- ⑦ イベント等の企画、運営に関する業務

III. 事業費 32,294,358円 (令和2年度)

うち指定管理料 8,836,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

① 道の駅なかつの設置及び管理に関する条例第3条に基づき設置されている「電気自動車用充電施設」について、急速充電施設に関しては少なくとも平成31年1月より故障により使用不能であるが、今なお修理に至っていない経緯をお尋ねします。

また、令和2年度事業計画書にも電気自動車用充電施設については「利用者に不便がないよう運営する」とあるとおり、早急な修理・再運用を行うよう求める。

② 道の駅なかつの敷地使用に際して提出される利用許可申請書について、引用する根拠法令の記載に誤りがある。速やかに様式の訂正を求める。

また、利用許可申請書内に記載されているテント・長机・電気・水道の料金単価について、その根拠を示されたい。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

① 道の駅蓄電池回路修繕業務について、283,800円(内税25,800円)を支出しているが、道の駅なかつの管理運営に関する基本協定書第17条2項には、「管理施設(設備等含む)の修繕については、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の場合、甲(中津市)と協議する」旨の規定がある。

よって本修繕費用の支出に関しては、市と指定管理者とによる協議が行われたものと考えますが、その意思決定過程を示す文書類を提示されたい。

②道の駅なかつの設置及び管理に関する条例別表第2について、敷地の占有料に関しては「15㎡当たり日額5,000円」と定めがあり、当初設定では15㎡を一区画とした料金設定と推察できる。

現状は上記日額を使用面積で割り戻した額を請求しているため、端数処理も発生している。これについて条例改正等による見直しを行うか検討されたい。